

# 2025年ナイジェリア税法 外国企業向けの主要改正点

(2026年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ラゴス事務所

貿易投資相談課

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ラゴス事務所が現地法律事務所 Dentons-ACAS LAW に作成委託し、2026年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Dentons-ACAS LAW は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Dentons ACAS LAW が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ラゴス事務所

E-mail：NLA@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課

E-mail：SCB-SUPPORT@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a stylized, bold, serif font.

## 目次

本レポートについて.....	7
1. エグゼクティブサマリー .....	8
2. 背景および施行日.....	10
2.1 「2025年ナイジェリア税法」の背景.....	10
2.2 施行日と現在の適用.....	11
3. 法人税（CIT）の改正点.....	12
3.1 課税上のつながり（ネクサス）の拡大.....	12
3.2 「恒久的拠点」の基準.....	13
3.3 「重要な経済的存在」が独立した課税上のつながり（ネクサス）ルールに.....	14
3.4 デジタルプラットフォームおよびリモートサービスへの適用.....	14
3.5 所得の吸引力ルール.....	15
3.6 最低実効税率およびグローバル・ミニマム課税（Pillar 2）の導入.....	15
3.7 外国子会社合算（CFC）ルール.....	16
3.8 間接譲渡課税.....	16
3.9 旧制度との比較.....	17
4. 個人所得税（PIT）の改正点.....	17
4.1 個人所得税法（PITA）の廃止と所得の一元的課税の概念.....	17
4.2 税務上の居住地および課税対象.....	18
4.3 累進的税率構造.....	19
4.4 非居住の従業員、駐在員、近年の新しい働き方.....	19
4.5 外国人雇用主および投資構造への影響.....	20

5. キャピタルゲイン税 (CGT) の改正点.....	20
5.1 独立したキャピタルゲイン課税制度の廃止.....	20
5.2 課税対象となる資産および取引の範囲.....	21
5.3 キャピタルゲインを所得税の枠組みに統合.....	21
5.4 居住者ルールおよび源泉ルールとの関係.....	22
5.5 廃止されたキャピタルゲイン制度との比較.....	22
6. 源泉徴収税および移転価格.....	22
6.1 「2025年ナイジェリア税法」に基づく源泉徴収税.....	22
6.2 源泉徴収義務の対象拡大.....	23
6.3 最終源泉税と税額控除可能な源泉税.....	24
6.4 基本法に組み込まれた移転価格税制.....	24
6.5 移転価格税制と課税上のつながり (ネクサス) ルールの関係.....	25
6.6 文書化および開示に関する期待事項.....	25
6.7 廃止された旧制度との比較.....	25
7. 法令遵守および執行に関する変更.....	26
7.1 登録および納税者番号.....	26
7.2 申告義務とデジタル化.....	27
7.3 罰則、延滞税および執行.....	28
7.4 非居住企業への影響.....	28
7.5 確実な行政手続きと指針の継続的発令.....	29
7.6 廃止された旧制度との比較.....	29
8. 新税法の影響と望ましい対策.....	30

8.1	当面の対策（0～6 カ月） .....	30
8.2	中期的対策（6～18 カ月） .....	30
8.3	外国企業の主なリスク領域 .....	31
8.4	投資決定への戦略的影響 .....	32
9.	結論 .....	32
	付属資料 A .....	33
	新旧法人税制の比較：廃止された旧「法人税法」と「2025 年ナイジェリア税法」の比較 .....	33
	A. 課税上のつながり（ネクサス）と源泉ルール .....	34
	B. 恒久的拠点（PE） .....	34
	C. 重要な経済的存在（SEP） .....	35
	D. 利益の帰属および所得の吸引力 .....	35
	E. 最低実効税率 .....	36
	F. 外国子会社合算（CFC）ルール .....	36
	G. 間接譲渡課税 .....	37
	H. 全体的な方針の方向性 .....	37
	付属資料 B .....	38
	キャピタルゲイン制度の比較：廃止された旧「キャピタルゲイン税法」と「2025 年ナイジェリア税法」の比較 .....	38
	A. 法的枠組みと構造 .....	38
	B. 課税対象と適用範囲 .....	38
	C. 税率と実際の税負担 .....	39
	D. 居住者ルールおよび源泉ルールとの一体性 .....	39

E. 投資家と取引への影響.....	40
F. 全体的な方針転換.....	40
附属資料 C.....	41

## 本レポートについて

本レポートでは、特にナイジェリア市場で事業を展開する、またはナイジェリア市場向けに事業活動を行う外国企業および多国籍企業グループに関する論点を中心に、2026年1月1日に施行された「2025年ナイジェリア税法 (Nigeria Tax Act 2025)」(以下、「新税法」)のもとで導入された主な改正点を概観し、分析する。

「法人税 (Companies Income Tax)」を中心に、「個人所得税 (Personal Income Tax)」、「キャピタルゲイン (Capital Gains)」、源泉徴収税、移転価格税制、およびコンプライアンス上の注意点にも触れる。外国人投資家が税務リスクを評価し、コンプライアンス上の義務を理解できるよう支援し、ナイジェリアへの投資判断に役立てていただくことが本レポートの目的である。

本レポートは一般的な情報提供とリサーチのための文書である。特定の状況に応じた具体的助言の代用として本レポートを用いるべきではない。本レポートの内容を信頼したことに起因するいかなる損失についても、一切の責任を負わない。

## 1. エグゼクティブサマリー

- 1.1 「2025年ナイジェリア税法」の制定は、ナイジェリアの財政および投資環境の決定的な転換点となった。2026年1月1日に施行された「新税法」では、断片的な法令の寄せ集めだった従来の税法が、所得税、キャピタルゲイン、取引税、インセンティブ、石油関連の財政規則を定める単一の枠組みに一本化された。外資系企業にとって、今回の改革は単なる手続き上の問題にとどまらない。「新税法」によって、ナイジェリアがどのように課税権を主張するか、所得の源泉地をどのように認定するか、国境を越えた事業構造を税務上どのように判断するかが根本的に変化した。
- 1.2 ナイジェリアの税制は、何十年もの間、いくつもの法令のもとで運用され、それらの法令が互いに矛盾することも多かった。法人税、個人所得税、キャピタルゲイン税、石油利潤税、付加価値税、印紙税には、現在とは異なる過去の経済環境のもとで制定された独立の法令がそれぞれ適用されていた。幾度にもわたる「財政法 (Finance Act)」の改正でこれらの制度の近代化を試みたものの、構造的制約は解消できなかった。デジタル型ビジネスモデル、オフショアでのサービス提供、グループ内の資金管理体制、複雑な持ち株構造などが、法律の適用対象から次第に外れていったことは誰の目にも明らかだった。そんな時代に終止符を打ったのが「2025年ナイジェリア税法」である。
- 1.3 企業、個人、信託、非居住者に適用される単一の所得税課税枠組みを確立したという点が「2025年ナイジェリア税法」の根本的意義である。「新税法」は、ナイジェリア源泉所得の概念を、物理的拠点の有無を超えて拡張し、近代的な課税上のつながり（ネクサス）基準を基本法に明記した。多国籍企業グループ（特に従来の物理的拠点をナイジェリア国内に持たず、役務、デジタル製品、あるいは資金を提供する企業グループ）は非常に大きな影響を受ける。
- 1.4 外資系企業にとって最も重要な改正点は、「法人税」に関する規定である。「新税法」は、「重要な経済的存在 (Significant Economic Presence)」および「恒久的拠点 (Permanent Establishment)」に関する規則を強化した。国内事業拠点に関連する国外取引の利益も国内に引き寄せて課税する考え方を取り入れ、外国子会社合算の原則を組み込んだ。つまり、未分配の国外利益に課税される可能性がある。これらの改正には、課税方針の明確な方向性が表れている。ナイジェリアは、契約上の取決めが交わされた場所やグループ企業の拠点が置かれる場所に関係なく、ナイジェリア市場の中での経済的関与と価値創造に課税する意向である。



- 1.5 「新税法」はさらに、「OECDのグローバル・ミニマム課税(Pillar 2)」に沿った国際的な最低実効税率枠組みを導入した。全世界の売上高が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業グループは、非居住の事業体を通じて構築されている活動も含め、ナイジェリアでの事業活動がグローバル・ミニマム課税に基づくトップアップ税の適用による税負担リスクの増大を招く可能性がないかどうかを検討しなければならなくなった。詳しい指針が発表されるものとみられるが、方向性は明確である。ナイジェリアは、形成途上にあるグローバル・ミニマム課税の制度体系の中に自国を位置づけようとしている。外資系企業グループはその意図に合わせて対策を講じなければならない。
- 1.6 キャピタルゲイン税制が全面的に再編成された。長年続いた一律10%のキャピタルゲイン税制度は廃止され、売却益は全額課税所得と合算されることになった。外国人投資家、プライベート・エクイティ・ファンド、さらにはM&Aや社内再編に係る多国籍企業グループにとって、今回の改正は特に重要な意味を持つ。「新税法」には、間接譲渡に関する詳細規則が盛り込まれている。海外での売却でも、その実質的価値がナイジェリアの資産または事業に由来する場合、ナイジェリアは課税することができる。これは課税権の大幅な拡大を意味する。ナイジェリアは、源泉地課税重視の国際的潮流により近づいたことになる。
- 1.7 「個人所得税」の改正は本レポートの本題ではないが、外国の雇用主や外国人投資家にとっては関わりの深いテーマである。「個人所得税法」が廃止され、雇用、投資、資本所得が一つの枠組みに統合されたことから、ナイジェリア向けに役務を提供する駐在員、短期出向者、リモートワーカーは影響を受ける。外国企業は、新規則を踏まえ、給与処理、人員の国際配置、源泉徴収の取扱いを見直す必要がある。
- 1.8 源泉徴収税と移転価格規制も強化された。「新税法」は、源泉徴収の対象となる支払いの範囲を拡大するとともに、源泉徴収税の確定時期を明確化し、独立企業間価格原則を基本法に格上げした。特に、マネジメントサービス、技術サービス、資金取引および知的財産に関わるグループ会社間取引については、文書整備要件が強化され、綿密な税務調査対応が求められるようになる可能性が高い。
- 1.9 「新税法」は、実体的な税制変更に加え、補完的な役割を持つ「2025年ナイジェリア税務管理法(Nigeria Tax Administration Act)」とともに、コンプライアンスと税務運用の両面でも重要な改革を導入した。非居住企業の納税者番号取得義務を含め、税務登録要件が強化された。申告手続きの電子化が進み、不遵守に対する罰則が強化され、執行権が一本化された。

これまで、ナイジェリアの税務当局とのやり取りが少なかった外国企業は、法令遵守のための負担が増すだろう。

- 1.10 本レポートは、外国の投資会社がこの新しい制度環境に対応できるよう支援するために作成された。「法人税」の変更点を中心に論じつつ、「個人所得税」、キャピタルゲイン、源泉徴収税、移転価格、さらには法令順守上の重要な考慮事項についても触れる。本レポートの目的は、リスクがどこで起こりうるのか、法令遵守に関する要求内容がどのように変化しつつあるのか、2026年の施行に先立ち、どのような戦略的対策が求められるのかを外国人投資家が把握できるようにすることである。
- 1.11 多くの外国人投資家にとって、ナイジェリアが戦略的に重要な市場であることに変わりはない。「2025年ナイジェリア税法」によって、その事実が変化するわけではない。「新税法」によって変わるのは、投資判断を下す際の枠組みである。早期に取組みを開始して自社の体系を見直し、「新税法」に合わせて税務戦略とコンプライアンス戦略を練り直す企業は、進化するナイジェリアの税務環境の中で、リスク管理を的確に行い、自信をもって事業を展開することができるだろう。

## 2. 背景および施行日

### 2.1 「2025年ナイジェリア税法」の背景

- 2.1.1 数十年の間、ナイジェリアの税制は断片化された状態だった。法人税、個人所得税、キャピタルゲイン税、石油利潤税、付加価値税、印紙税は、それぞれ異なる法令によって管理されていた。しかも、その多くは1960年代、70年代に制定された法令であった。これらの法律は、一連の年次「財政法 (Finance Act)」を含め、定期的に改正されてきたが、基本的な体系は概ね変更されていなかった。ナイジェリアの経済発展に伴い、特にデジタルサービスやクロスボーダー取引が拡大し、多国籍企業グループ構造が複雑化したことから、この枠組みの限界が次第に露呈した。
- 2.1.2 2019年以降、毎年の「財政法」は、税制の諸側面の近代化を図った。これらの改正により、ナイジェリアに由来する所得の概念が拡大された。非居住企業を対象として重要な経済的存在ルールが導入され、各種租税の税率や遵守義務が変更された。しかしながら、これらの改

革は概して、近代的なサービス主導のグローバル経済を想定していない法律に場当たりの追加修正を加えて運用されていた。その結果、異なる税法の間に矛盾が生じる、解釈が曖昧になる、規則が重複するといった事態が現実として生じた。

2.1.3 「2025年ナイジェリア税法」は、こうしたアプローチからの抜本的脱却を意味する。「新税法」は、漸進的な改正を取りやめて旧税法の多くを廃止し、税制の実体的な内容を一つの法体系にまとめた。「新税法」の目的は、ナイジェリアにおける所得、利益、取引、石油事業への課税を統括する統一的制度の提供である。こうして、「新税法」は、より体系的で、内部的に一貫した課税と税務運用の基盤を確立した。

2.1.4 新枠組みの中心的特徴は、どのような場合にナイジェリア源泉所得と判断するか、どのように課税するかが見直されたことである。「新税法」は、物理的拠点中心の姿勢を弱め、ナイジェリア市場における経済的関与と価値創造をより重視するようになった。こうした姿勢の転換は、デジタルプラットフォーム、オフショアサービス契約、あるいは地域的、世界的な持株構造を通じて事業を展開する外国企業に特に大きく影響する。「新税法」は、近代的な課税上のつながり（ネクサス）の概念を基本法に直接組み込むことにより、国境を越えた活動への課税の法的根拠を強化した。

2.1.5 同時に、「新税法」には、ナイジェリアが世界的な税制動向に対応していることが表れている。最低実効税率課税、租税回避防止規則の強化、間接譲渡への課税、移転価格原則の強化に関する条項には、グローバルな税制改革政策の流れが反映されている。ナイジェリアの枠組みは国内事情に合わせて構築されているが、「新税法」が源泉地課税の強化と課税ベース保護を目指す国際的潮流の中に自国を位置づけていることは明らかである。

## 2.2 施行日と現在の適用

2.2.1 「2025年ナイジェリア税法」は2026年1月1日に施行され、現時点で全面的に適用されている。同日より、廃止された法令は適用されなくなり、適用対象となるすべての所得、利益および取引は新法のみに基づいて査定される。外資系企業は、これまで「法人税法」、「キャピタルゲイン税法」およびその他の廃止された法律に基づいて判断していた税務上の取扱いを「ナイジェリア税法」の下で見直し、管理しなければならなくなった。

2.2.2 旧制度からの移行を円滑に進めるため、「新税法」には旧制度の効力維持と経過措置に関する規定が盛り込まれている。通常の場合、2026年1月1日以前に完了した取引は、当該取引

が実行された時点で適用されていた法律にそのまま準拠し、その日付より後（当日を含む）に発生した所得および利益は新制度の適用対象となる。ただし、長期契約、ファイナンス契約、グループ再編等、移行日の前後にかかる取決めについては、慎重に検討の上、「新税法」の下での正しい取扱いを判断する必要がある。

- 2.2.3 「新税法」はすでに施行されているが、具体的運用は今後も変更される可能性がある。この法律は、実務上の適用を支えるため、規則、指針および行政指導の発出に関する広範な権限を税務当局に与えている。最低実効税率の計算、重要な経済的存在ルールに基づく利益帰属、間接譲渡規定の運用等、特定の分野においてはさらなる指針が示される見込みである。
- 2.2.4 従って、外国人投資家はすでに準備段階ではなく、積極的な法令順守対応が求められる段階にある。既存の構造、契約、経営モデルを、制定された「新税法」の要件に照らして評価しなければならなくなった。この見直しをまだ行っていない企業は、すでに法令不遵守のリスクにさらされている可能性がある。新体制の下で、リスクエクスポージャーに対処し、確実な経営を行うためには、早期の適合、文書の見直し、ナイジェリア税務当局との積極的なやり取りが不可欠である。

## 3. 法人税（CIT）の改正点

### 3.1 課税上のつながり（ネクサス）の拡大

- 3.1.1 「2025年ナイジェリア税法」は、基本規定である第3条および第4条において、会社および事業体の事業利益、資産利益に対する統一的な課税制度を定めている。この新枠組みは、廃止された「法人税法」が採用していた旧来の領域主義から大きく進化していることがわかる。「新税法」は、ナイジェリアで発生した、またはナイジェリアに由来する所得という従来からの法律表現を使い続けてはいるが、第4条は、ナイジェリア源泉とみなされる所得の範囲を根本的に見直している。
- 3.1.2 「新税法」は、物理的拠点の場所のみならず、ナイジェリア市場との経済的つながりも重視するようになった。こうした課税対象の意図的な拡大が最も顕著に表れているのは、デジタル資産や仮想資産で得た利益、さらには国内における権利や資産の商業的利用で得た収益を明確に含めた点である。さらに、「新税法」では、特に利子やロイヤリティに関して、所得の

源泉を納税者の税務上の居住地と関連付けることにより、ナイジェリア国内における経済的関与および価値の消費によって納税義務が生じるようになっている。

- 3.1.3 外国企業にとって今回の改正はきわめて重要である。ナイジェリアの税負担は、契約が締結された場所、役務が物理的に実行された場所、あるいは支払いを受けた場所によって決まるわけではなくなった。代わって、課税判断において重視されるのは、その所得がナイジェリアと経済的に結びついているかどうかである。この変更が、「恒久的拠点」、「重要な経済的存在」、所得の吸引力、および間接的譲渡に対する「新税法」の取扱いの土台となっている。

## 3.2 「恒久的拠点」の基準

- 3.2.1 「恒久的拠点」の概念は、基本的な課税上のつながり（ネクサス）ルールとして引き継がれるが、「新税法」における適用範囲はより広く、実体に重きが置かれる。第 17 条は、非居住企業が、固定された拠点、従属的な代理店、または当該事業の全部もしくは一部が遂行されるその他の取決めを通じて営まれる場合、当該企業はナイジェリアにおいて事業を営んでいるとみなされると定めている。<sup>1</sup>
- 3.2.2 「新税法」は、形式的基準による判断を止め、経済的実態を重視する。代理店、下請業者、コンサルタント、またはプロジェクトチームを通じて遂行される活動が外国企業に帰属し、当該企業の中核的事業活動の一部を形成する場合には「恒久的拠点」とみなされる。施設が自社所有か賃貸かは決定的条件ではなくなった。
- 3.2.3 第 17 条はさらに、タックスプランニングの自由度を大きく狭める形で、プロジェクト型活動を取り扱っている。建設、設置、試運転、撤去、監督およびこれに類する活動は、契約が複数の事業体またはフェーズの間でどのように分割されているかにかかわらず、「恒久的拠点」と判断される可能性がある。関連事業体や複数の短期契約に活動を分散させ、ナイジェリアの課税を回避する断片化戦略を防止するという政策的意図が明らかに見て取れる。
- 3.2.4 インフラ、エネルギー、エンジニアリング、プロジェクト型役務に携わる外国人投資家にとって、これは「恒久的拠点」認定基準の大幅な厳格化を意味する。従って、長年採用してきた事業構造の前提を見直す必要がある。

---

<sup>1</sup>2025 年ナイジェリア税法第 17 条(9)(a)項参照

### 3.3 「重要な経済的存在」が独立した課税上のつながり（ネクサス）ルールに

- 3.3.1 「2025年ナイジェリア税法」の特徴は、「重要な経済的存在（SEP）」を基本法に昇格させたことである。第17条は、非居住企業がナイジェリアにおいて重要な経済的存在を持っている場合には、「恒久的拠点」がなくても「法人税」を課される場合があると定めている。
- 3.3.2 「SEP」は主として、デジタル手段または電子的手段を通じて、ナイジェリア市場と継続的に経済的な関わりを持つビジネスモデルに適用される。「新税法」は、デジタルプラットフォーム、オンラインマーケットプレイス、クラウドサービス、データ処理、電子コンテンツ配信、オンライン広告、フィンテック・プラットフォーム、およびナイジェリアのユーザーまたは顧客が価値創造に貢献するその他のテクノロジー活用型サービスに由来する所得を課税対象とする。
- 3.3.3 第17条は、適用範囲が広いという点だけでなく、法律上の位置づけにおいても重要である。廃止された旧制度において、「SEP」は「法人税法」に規則として上乘せされる概念であったが、新法では中核的な課税規定となった。その結果、ナイジェリアがリモートビジネスやデジタルビジネスに課税する際の法的権限の不明確さが解消された。
- 3.3.4 外国のテクノロジー企業、専門サービス事業者、プラットフォーム事業者にとって、「SEP」は決定的な制度変更である。現在、ナイジェリアの課税は、物理的拠点の有無に関わらず、純粋にナイジェリアへの経済的関与によって生じることがありうる。

### 3.4 デジタルプラットフォームおよびリモートサービスへの適用

- 3.4.1 第4条と第17条を併せて読めば、ナイジェリアへの継続的な経済的関与がある場合、デジタルプラットフォームとリモートサービスで得た収入が課税対象に完全に含まれることは明らかである。「新税法」は、サーバー、インフラ、人員の所在地を判断基準とせず、市場の利用とナイジェリアのユーザーからの価値抽出を重視する。
- 3.4.2 こうした課税方法を採用することにより、ナイジェリアはデジタル経済への課税という国際的潮流に追いついた。そして、ナイジェリアの法人税の課税対象になりうる外国企業の範囲は大きく広がった。

## 3.5 所得の吸引力ルール

- 3.5.1 「新税法」の下での課税上のつながり（ネクサス）の拡大は、利益配分の考え方の拡大によってさらに補強された。この考え方には、所得の吸引力の原則が反映されている。ネクサスという言葉が明示的に使われているわけではないが、基本課税規定と合わせて第 17 条を解釈すると、ナイジェリアは、ナイジェリア国内の拠点から直接得た利益以外にも課税することができる。
- 3.5.2 非居住企業がナイジェリア国内に「恒久的拠点」または「重要な経済的存在」を有する場合には、ナイジェリア向け事業活動に関係する、またはそれと同じもしくは類似する性質を有する海外取引による利益も、ナイジェリアの課税対象に含まれる可能性がある。
- 3.5.3 これは旧制度からの明確な離脱を意味する。従来、外国企業は、ナイジェリアによる課税を、ナイジェリア国内の支店または子会社に正式に帰属する利益のみに限定できるケースが多かった。しかし、新しい枠組みの下では、このような分け方はあまり意味を持たない。
- 3.5.4 多国籍企業グループの場合、所得の吸引力の原則は、サプライチェーン、地域別事業運営モデル、海外契約の仕組みに大きく影響する。海外で計上された売上、地域のハブから提供された役務、あるいはナイジェリア国外で締結されたライセンス契約であっても、ナイジェリア事業と経済的に関係している場合には、ナイジェリアの課税対象に含まれる可能性がある。

## 3.6 最低実効税率およびグローバル・ミニマム課税（Pillar 2）の導入

- 3.6.1 「2025 年ナイジェリア税法」は、最低実効税率課税制度を導入した。これは、法人税に関する非常に大きな政策転換である。第 57 条は、当該会計年度におけるその企業の実効税率が最低税率（15%）を下回る場合には、追加課税により最低税率を確保できると定めている。
- 3.6.2 制度の適用基準はナイラベースの金額で定められている。対象は大企業納税者である。第 6 条(3)項は、多国籍企業グループ内のナイジェリアの親会社のレベルで適用されるトップアップメカニズムを導入することで、この枠組みを補完している。
- 3.6.3 この法律は「OECD の Pillar 2」ルールの細かい仕組みをそのまま導入しているわけではないが、課税方針が Pillar 2 に即していることは明らかである。ナイジェリアは、多国籍企業グループ、特に全世界の連結売上高が国際的に認知された基準額を超える企業グループに最低実効税率を課すという世界的な流れに沿って自国の制度を定めた。

- 3.6.4 外国の投資会社は、最低実効税率課税制度の導入を受け、ナイジェリアにおける課税額の査定方法を変更する必要がある。インセンティブ、減税措置、優遇税制の効果は、法定税率を見ただけでは評価できない。重要なのは実際の税負担である。ナイジェリアの実効税率が低くなるような仕組みを採用した場合、追加課税される可能性が生じた。
- 3.6.5 「新税法」は、計算方法に関して行政当局が実務指針を示す余地を残しているが、法律上の義務はすでに施行されている。外国企業は、最低実効税率による追加課税リスクを、将来の可能性ではなく、今そこにあるリスクと考えるべきである。

### 3.7 外国子会社合算（CFC）ルール

- 3.7.1 第 6 条(2)項は、「新税法」における租税回避防止制度強化の一環として、外国子会社合算ルールを導入した。この条項は、外国子会社の未分配利益のうち、一定の条件に対合する利益をナイジェリアの親会社に帰属させる権限を税務当局に与えている。
- 3.7.2 ナイジェリア企業がある外国企業を支配し、かつ当該外国企業の所得に適用される税率が最低実効税率を下回る場合、その利益の一部は分配され、ナイジェリア企業の課税所得に含まれるとみなされる可能性がある。重視されるのは形式的な配当の有無ではなく、経済的な支配関係や実際の課税の結果である。
- 3.7.3 廃止された旧「法人税法」において、ナイジェリアは包括的な CFC 制度を導入していなかった。つまり、これらの規則の導入は、ナイジェリアの課税所得侵食防止対策が大きく拡大されたことを意味する。
- 3.7.4 CFC ルールは、主にナイジェリアに本社を置く企業グループを対象としているが、中間持株会社や地域の事業拠点としてナイジェリアの事業体を利用する外国の多国籍企業構造にも影響する場合がある。

### 3.8 間接譲渡課税

- 3.8.1 第 47 条は、間接譲渡課税制度を採用している。売却した持分の価値が、直接的または間接的にナイジェリア国内の資産、権利または経済活動に由来する場合、ナイジェリアは海外での売却に起因する利益に課税できるようになった。



- 3.8.2 この条項は、当事者の居住地や取引の実行地に関わらず適用される。従って、海外での株式譲渡、内部の組織再編、撤退時取引は、実質的価値がナイジェリアに由来する場合、ナイジェリアで課税される可能性がある。
- 3.8.3 廃止された制度の下では、こうした取引は一般にナイジェリアの課税対象外であった。この新しい課税方式により、ナイジェリアの税制は国際的慣行に沿った制度になった。ナイジェリア事業に関わる撤退や再編を計画中の外国人投資家、プライベート・エクイティ・ファンド、多国籍企業グループにとってこれは重要な意味を持つ。

### 3.9 旧制度との比較

- 3.9.1 上述の改正点を総合すると、廃止された旧「法人税法」からの大転換であることがわかる。課税上のつながり（ネクサス）と利益配分の考え方が拡大され、租税回避防止制度が基本法に直接盛り込まれた。
- 3.9.2 ネクサス、課税対象、税率、租税回避防止の範囲に関する旧制度と「2025年ナイジェリア税法」の構造的比較を付属資料 A にまとめた。

## 4.個人所得税（PIT）の改正点

### 4.1 個人所得税法（PITA）の廃止と所得の一元的課税の概念

- 4.1.1 「2025年ナイジェリア税法」は、「個人所得税法」を廃止し、個人への課税を単一の一元的所得税制度に統合した。これは部分的な変更ではなく、制度の仕組み自体を変える改革である。新制度の下では、個人が得た所得の税額を、給与所得、事業所得、キャピタルゲインに分けて別々の法律のもとで査定する方法を取らなくなった。これに代わり、「新税法」は、全ての源泉からの所得を1つの法的枠組みの中で合算し、税額を査定する連結型アプローチを採用している。
- 4.1.2 「新税法」は、一定の免除や軽減措置を設けつつ、給与所得、事業または職業による利益、投資所得およびキャピタルゲインを一つの課税ベースにまとめて課税する。キャピタルゲインが個人所得税の枠組みに統合されたという点が特に重要である。廃止された旧制度では、「キャピタルゲイン税法」に基づき10%の税が課されていたが、この方法から大きく転換した。

- 4.1.3 所得の一元的課税の概念は、複数の収入源を持つ個人の租税分析を大きく変える。旧制度の下では、収入が所得ではなく資本として分類されると、税額が大きく変わることが多かった。新制度では、所得と資本の区別は決定的な影響を持たなくなった。所得もキャピタルゲインも、最終的には同じ課税ベースに組み込まれるが、基準額や軽減措置によって税負担は調整される。
- 4.1.4 外国人投資家、駐在員、国境を越えて移動する個人は、今回の改革に伴い、特に税務上のナイジェリア居住者である期間中に資産の処分に関する出来事、インセンティブ報酬、株式連動報酬が発生した場合、ナイジェリアの税負担を再評価する必要がある。

## 4.2 税務上の居住地および課税対象

- 4.2.1 「新税法」の下でも、税務上の居住地は個人所得税納税義務の範囲を決定づける主要因である。「新税法」第12条は、ナイジェリアに居住する個人の所得、利益およびキャピタルゲインは、世界のどこで発生してもナイジェリアで課税できると定めている。
- 4.2.2 ナイジェリアに居住する個人は、世界中で得た所得に課税されるが、免除や軽減措置が適用される。非居住の個人は、ナイジェリア由来の所得に対してのみ課税されるが、「2025年ナイジェリア税法」では、企業に対して採用される経済的関与重視型課税に近づける形で、個人のナイジェリア源泉所得の概念が大幅に拡大された。
- 4.2.3 第13条は、給与所得の取扱いを明確に定めている。給与所得がナイジェリア源泉とみなされるのは、ナイジェリア国内で職務が遂行されるか、ナイジェリアでの事業活動に関連して役務が提供され、かつナイジェリア居住の雇用主、または非居住の雇用主のナイジェリアで課税される拠点が報酬を支払うか負担する場合、もしくはその報酬が当該従業員の居住国で課税されない場合である。
- 4.2.4 この課税方法は、駐在員、出向者、およびリモートやハイブリッドで就労する個人への影響が特に大きい。廃止された旧制度の下では、ナイジェリアで個人所得税を課されないようにするため、短期滞在型就労や海外で報酬を支給する仕組みがしばしば用いられた。新制度では、提供される役務の内容とナイジェリアとの関係が重視されるようになったため、そのようなタックスプランニングの余地は狭まる。

## 4.3 累進的税率構造

4.3.1 「2025年ナイジェリア税法」は、個人所得税に関して累進的な段階ごとの税率構造を維持している。「新税法」は、均一な税率を課さず、課税所得の上昇に合わせて段階的に税率を引き上げる。この構造は、「新税法」の「別表4」に示されている。適用される税率は次の通りである。

年間課税所得の段階別区分 (ナイラ)	税率
第一段階 80万ナイラ	0%
次の段階 220万ナイラ	15%
次の段階 900万ナイラ	18%
次の段階 1,300万ナイラ	21%
次の段階 2,500万ナイラ	23%
5,000万ナイラ超	25%

4.3.2 上記の税率は累進的で、段階を追うごとに税率が上昇し、該当する所得のみにその税率が適用されるようになっている。

4.3.3 税率については周知のとおりだが、この改革の注目点は表面的な税率ではなく、課税対象所得の拡大である。キャピタルゲインが含まれるようになり、源泉ルールが拡大された。つまり、個人の経済的所得全体のうち、累進税率が適用される所得部分が増える可能性がある。

4.3.4 駐在員や企業幹部の場合、賞与体系、株式連動報酬、さらには税務上のナイジェリア居住者である期間中に発生する資産の処分に関わる出来事に関して実際に影響が生じる。

## 4.4 非居住の従業員、駐在員、近年の新しい働き方

4.4.1 「個人所得税」に関する改正事項は、特に非居住者の従業員や駐在員に深く関係する。「新税法」は、リモートワーク、地域別雇用構造、短期赴任といった職務遂行のあり方の変化に直接対応している。

4.4.2 ある者がナイジェリアにおいて職務を遂行する場合、その職務に起因する給与所得はナイジェリアで課税される。この原則は、ローテーション勤務、プロジェクト型契約、ハイブリッド型就労契約にも等しく適用される。

## 4.5 外国人雇用主および投資構造への影響

- 4.5.1 「個人所得税」の改正事項は、ナイジェリアで事業を営む、またはナイジェリア向け事業を展開する外国雇用主の雇用設計や人員異動計画に多大な影響を及ぼす。
- 4.5.2 雇用主は引き続き、ナイジェリアでの職務遂行に起因する給与所得について源泉徴収を行い、納税する責任を負うが、源泉地の範囲と居住者条件が拡大されたため、ナイジェリアで源泉徴収義務が生じる場面が増えた。海外で正式に雇用されている従業員が、ナイジェリアの事業体やプロジェクトに役務を提供するケースもこれに該当する。
- 4.5.3 キャピタルゲインが個人所得税の枠組みに組み込まれたことは、ナイジェリア企業の株式、オプションまたはその他の株式連動商品を保有する個人にも影響を与える。税務上のナイジェリア居住者である期間中に発生した、資産の処分に関わる出来事には、旧キャピタルゲイン課税制度より高い実効税率が適用される可能性がある。
- 4.5.4 これらの改正を受け、外国人投資家、プライベート・エクイティ投資ファンド運営会社、多国籍企業グループが、所得の一元的課税枠組みに照らして、役員報酬、インセンティブ設計、人員の国際配置を見直さなければならないことは明白である。

## 5. キャピタルゲイン税（CGT）の改正点

### 5.1 独立したキャピタルゲイン課税制度の廃止

- 5.1.1 「2025年ナイジェリア税法」は、「キャピタルゲイン税法」を廃止するとともに、キャピタルゲインに単体で10%を課税する制度を撤廃することにより、キャピタルゲイン課税を抜本的に改革した。キャピタルゲインには、「新税法」チャプター2のパートVIII（第33～55条）が適用される。これらの条項は、課税対象となるキャピタルゲインの判定、計算および免税の適用に関する包括的枠組みを定めている。
- 5.1.2 新しい枠組みでは、キャピタルゲイン税は単独で適用されなくなり、所得税制度の中で個人所得税または法人税の税率で課税される。今回の改革は個人、法人いずれの課税にも適用される。他の所得と分けてキャピタルゲインに課税していた旧制度からの大転換である。

## 5.2 課税対象となる資産および取引の範囲

5.2.1 「2025年ナイジェリア税法」は、キャピタルゲインとして課税される資産を幅広く定義している。CHAPTER 2 の PART VIII は、処分可能な資産として、会社の株式およびその他の持分、土地・建物、ならびに幅広い権利および財産権等を挙げている。これらには、「新税法」が定める特定の免除が適用される。無形資産も権利もこの枠組みに含まれ、形のない資産から得られたキャピタルゲインが、単にその形態を理由にナイジェリアの課税対象から外れることがないようになっている。

5.2.2 「新税法」はさらに、課税対象となるキャピタルゲインは、単なる売却に限らず、さまざまな取引から生じると定めている。資産または持分の処分を伴う移転、交換、譲渡およびその他の取決めは、所有権または権利の移転を伴う場合、課税対象となるキャピタルゲインを生じる可能性がある。このように範囲が広いのは、「新税法」が取引のストラクチャリングによる租税回避の機会を狭めると同時に、処分によって実現された価値の捕捉に重点を置いていることの表れである。

## 5.3 キャピタルゲインを所得税の枠組みに統合

5.3.1 キャピタルゲインが所得税の課税対象に組み込まれたことは、今回の改革がもたらした最も重大な実務的影響の一つである。「2025年ナイジェリア税法」の下では、個人が実現したキャピタルゲインは他の課税所得と合算され、個人所得税に適用される累進的税率構造に基づいて査定される。企業が実現したキャピタルゲインは課税利益に含まれ、該当する税率で「法人税」が課される。今回の統合は、いくつかの大きな影響をもたらした。

5.3.2 第一に、特に個人の高額所得者と高収益企業の場合、廃止された10%課税制度と比べて、キャピタルゲインの実効税率が大きく上昇する可能性がある。すでに高額所得者層に属する個人の場合、最大25%の上限税率でキャピタルゲインに課税されることがありうる。

5.3.3 第二に、資産を処分するタイミングが重要となる。他の課税所得が多い年にキャピタルゲインを実現すると、全体の税負担が大きくなる可能性がある。外国人投資家や企業幹部は、幅広い所得や居住者条件に合わせて取引のタイミングを考えることがますます重要となる。

5.3.4 第三に、キャピタルゲインが統合されたことにより、資本と所得の人為的分離によるタックスプランニング戦略の余地は狭まる。新枠組みの下では、キャピタルゲインは納税者の経済的所得全体の一部として査定される。

## 5.4 居住者ルールおよび源泉ルールとの関係

5.4.1 「2025年ナイジェリア税法」のキャピタルゲイン条項は、居住地、源泉地および資産の所在地に関する同法のさまざまな規定と併せて運用される。ナイジェリアの居住者である個人が実現したキャピタルゲインは、免除の適用はあるが、世界のどこで生じていても課税対象となる。非居住者が実現したキャピタルゲインは、ナイジェリア国内に所在するとみなされる資産に由来する場合、または、その実質的価値がナイジェリア国内の資産もしくは事業活動から生じる間接的処分に由来する場合、ナイジェリアで課税される可能性がある。

5.4.2 キャピタルゲインが税務上のナイジェリア居住者である期間中に発生した場合、またはナイジェリアに所在する資産もしくは持分に関わる取引から発生した場合、居住者ルールおよび源泉ルールとの関係は外国人投資家にとって特に影響が大きい。従って、居住者としての地位、保有構造、取引の順序の変更は、ナイジェリアでの税負担に影響する可能性がある。

## 5.5 廃止されたキャピタルゲイン制度との比較

5.5.1 廃止された「キャピタルゲイン税法」の下では、キャピタルゲインは単独で10%の税を課されていた。所得税とは概ね切り離され、居住者としての地位や源泉地の概念との関係は薄かった。旧制度は比較的単純であったものの、近代的な投資構造や国際慣行との間には次第にずれが生じていた。

5.5.2 「2025年ナイジェリア税法」において、キャピタルゲインは所得税システムに完全に組み込まれた。課税対象が広がり、税率は上昇することがありうる。また、居住者としての地位、源泉地、租税回避防止に関するルールとの関係がより鮮明になった。

5.5.3 課税対象、税率、課税方針の方向性の主たる相違点を中心に、廃止された「キャピタルゲイン税法」と「2025年ナイジェリア税法」の構造的比較を付属資料Bにまとめた。

## 6. 源泉徴収税および移転価格

### 6.1 「2025年ナイジェリア税法」に基づく源泉徴収税

6.1.1 「2025年ナイジェリア税法」は、特に国境を越えた支払いに関して、ナイジェリア源泉所得を対象とする徴税の主たる仕組みとして源泉徴収税を維持している。源泉徴収税は、所得の

発生地で税を徴収する手段として運用される。これは、特定のカテゴリーの所得に関し、支払または計上の時点で税金を控除することを義務付ける制度である。

6.1.2 「新税法」の下では、源泉徴収義務は、受取人の居住地や支払いの実行場所ではなく、支払いの性質と源泉に基づいて発生する。つまり、受取人が非居住者である場合や、役務の一部がナイジェリア国外で提供される場合でも、ナイジェリアに関係する特定の支払いについては源泉徴収が義務付けられる可能性がある。

6.1.3 実務上、源泉徴収税と「新税法」の幅広い源泉ルールを考えると、国境を越えた取引がナイジェリア源泉として課税されるリスクを評価することの重要性が高まったと言える。外国企業にとって、源泉徴収税は、配当、利子、ロイヤルティ、サービス料およびこれに類する支払いに関するナイジェリアの課税リスクの主な発生場所であり、新税制の下でコンプライアンス上の重要な検討事項であることが一層明確になった。

## 6.2 源泉徴収義務の対象拡大

6.2.1 「2025年ナイジェリア税法」は、マネジメントサービス料および技術サービス料、コンサルタント料、ロイヤルティ、利子、賃料、財産または権利の使用に関わる支払い等、特定のカテゴリーに属するナイジェリア源泉の支払いに適用される徴収機能として源泉徴収税を引き続き採用している。これらのカテゴリーは広く知られているが、「新税法」では、源泉徴収税の取扱いを、所得税制度全体に適用される一般的な所得の源泉判定ルールにより近づけた。

6.2.2 その点において、ある役務の要素がリモート、または電子的手段で実行されたからといって、当該役務に関わる対価の支払いが源泉徴収税の適用対象から外れることはない。「新税法」が採用する所得の源泉判定原則の下で、その支払いがナイジェリア源泉とみなされる場合には、サービス提供者が非居住者であったり、当該役務がナイジェリア国外で提供されたりしても、源泉徴収義務が生じる可能性がある。

6.2.3 「新税法」はさらに、支払いの形式的名目に重きを置かず、背後にある取引の性質を重視している。ある支払いの名目を弁済、費用分担、あるいはサポートサービスと称しても、それだけで源泉徴収税の適用の有無が決まるわけではなく、当該支払いの実体とナイジェリア源泉所得とのつながりが判断される。

6.2.4 これまでは課税対象外とみなされていた条件のもとで、源泉徴収税の課税リスクが生じる可能性があるため、多国籍企業グループは、これらの変化を考慮し、ナイジェリアの事業体が

関与するグループ会社間サービス提供契約、知的財産権ライセンス供与、資金移動を慎重に検討する必要がある。

## 6.3 最終源泉税と税額控除可能な源泉税

6.3.1 源泉徴収税制度における最も重要な区別の一つは、その源泉徴収税が最終税額なのか、所得税から控除される前払いにあたるのかである。

6.3.2 「2025年ナイジェリア税法」の下で、両者の区別は課税対象拠点の有無と密接に関係している。非居住企業がナイジェリアに「恒久的拠点」または「重要な経済的存在」を持たない場合、特定カテゴリーの所得では源泉徴収税が最終税額になる可能性がある。逆に、課税対象拠点が存在する場合、源泉徴収税は前払いとして取り扱われ、「法人税」から控除される可能性が高い。

6.3.3 このような課税方法は、源泉徴収税を独立の税金として扱うのではなく、より幅広い所得税制度にしっかり組み込む方針が採用されたことを示す。外国企業にとっては、ナイジェリアの事業活動が「新税法」の下で課税対象拠点を生じさせるか否かを正しく判断することがますます重要となる。

6.3.4 誤分類は、税の過少納付、あるいは不要な資金繰りの圧迫を引き起こすおそれがある。

## 6.4 基本法に組み込まれた移転価格税制

6.4.1 「2025年ナイジェリア税法」の下での一つの大きな変更は、移転価格原則が基本法に組み込まれたことである。ナイジェリアでは長年にわたり、詳細な「移転価格規則 (Transfer Pricing Regulations)」を運用してきた。この規則は中核的税法と並行して、実施細則として運用されていた。

6.4.2 「新税法」は、関連当事者間の取引を独立企業間の取引と同条件で行うことを明確に義務付け、契約条件が独立企業間で適用される条件と異なる場合には、課税所得を修正する権限を所轄の税務当局に与えている。「新税法」の条項は、「移転価格規則」と並行して運用される。「移転価格規則」は引き続き、実務上、独立企業間価格原則を適用するにあたっての詳細な方法と遵守要件を示す。

6.4.3 「新税法」は、独立企業間価格原則を基本法に盛り込むことによって、移転価格原則に基づく課税所得修正の法的基盤を強化しつつ、制度を実際に運用するための技術的事項を定める



役割を下位法令に引き続き持たせている。こうした流れは、ナイジェリアの法人税制度における移転価格の核心的重要性を明確に示すとともに、多国籍企業グループが関与する取引に関して確実な独立企業間価格の設定、文書化、ガバナンスの必要性を高めている。

## 6.5 移転価格税制と課税上のつながり（ネクサス）ルールとの関係

6.5.1 移転価格税制と「新税法」におけるネクサスの概念の拡大の関係は、外国企業にとって特に大きな意味を持つ。非居住企業がナイジェリアに恒久的拠点または重要な経済的存在を持つとみなされる場合、ナイジェリアでの事業活動への利益帰属の問題が生じる。また、それらの事業活動に関わる関係当事者間の契約には移転価格原則が適用される。

6.5.2 「新税法」では、ネクサスと帰属の解釈が拡大された結果、これまでの慣行では移転価格の問題として考慮しなかった状況でも、移転価格の観点から検討することが必要になる可能性が高まった。そのため、オフショアサービスセンター、地域のハブ、知的財産ホールディング構造などは、それらの取決めが「新税法」に基づくナイジェリア源泉所得や課税対象拠点を生じさせる場合、厳しく精査される可能性が高まる。

6.5.3 このように両者は深く関係しているため、多国籍企業グループは、移転価格を単なる文書作成作業ではなく、ナイジェリアの税務リスク評価とコンプライアンス・プランニングに欠かせない要素として取り扱う必要性がますます高まった。

## 6.6 文書化および開示に関する期待事項

6.6.1 詳細な文書整備要件は、今後も引き続き「移転価格規則」および実務指針に準ずるが、「新税法」に移転価格原則が組み込まれたことにより、文書整備と透明性の重要性が高まった。

6.6.2 外国企業は、特に、ナイジェリアの事業体が関与する関連当事者間取引がナイジェリアの税額に重大な影響を与えるような場合、精査が厳しくなると考えるべきである。本レポートでは手続き面での法令遵守には触れないが、「新税法」の方針の方向性は、監査への備えや情報開示の要求が一段と厳しくなることを示している

## 6.7 廃止された旧制度との比較

6.7.1 廃止された旧制度の下では、源泉徴収税と移転価格は概ね独立した制度として運用され、中核となる所得税制度との統合はごく一部であった。源泉徴収税は独立した課税として扱われることが多く、移転価格はほぼ実施細則に頼っていた。

- 6.7.2 「2025年ナイジェリア税法」の下で、これら2つの概念は一つの法制度のもとで密接に一元化された。源泉徴収税は、源泉ルールと課税上の拠点の概念の拡大に沿って強化され、移転価格は基本法に直接盛り込まれた。
- 6.7.3 両概念の統合は、実体に基づく課税と国境を越えた課税ルールの執行強化に向けたナイジェリアの広範囲にわたる方針転換を示す。

## 7. 法令遵守および執行に関する変更

「2025年ナイジェリア税法」は、課税所得の範囲を大きく拡大し、ナイジェリアで課税される者の範囲を拡大した。一方、納税義務の遵守、管理および執行には、主に「2025年ナイジェリア税務管理法（Nigeria Tax Administration Act 2025）」が適用される。これら2つの法令の併用により、ナイジェリア向けに事業活動を展開する外国企業と投資家の法令遵守環境は大きく変化した。

### 7.1 登録および納税者番号

- 7.1.1 「2025年ナイジェリア税務管理法」は、非居住者である企業および個人を含め、ナイジェリアで納税義務を負う全ての者に適用される包括的、義務的な納税者登録制度を定めている。<sup>2</sup>
- 7.1.2 「新税法」に基づき、納税義務を負う者は管轄の税務当局に登録し、納税者番号（Tax ID: Tax Identification）を取得する必要がある。納税者番号は、連邦レベルのあらゆる税務手続のための単一の中心的識別番号として機能し、申告、納付、控除申請、および税務当局との一般的なやり取りで必要とされる。<sup>3</sup>
- 7.1.3 外国企業にとって、これは法令遵守の面で当局の期待事項が大きく変化したことを意味する。廃止された旧制度では、ナイジェリアとの接点が限定的な非居住企業は正式な税務登録をせず、源泉徴収税の納付を事実上の最終納税としていた。新枠組みの下では、（恒久的拠点、重要な経済的存在、ナイジェリア源泉の所得、あるいはその他の課税されるつながりのいずれに起因するかを問わず）ナイジェリアの税負担が存在する場合、たとえリモート型の事業であっても正式な登録が要求される。

---

<sup>2</sup>2025年ナイジェリア税務管理法第4、5、6、7条を参照

<sup>3</sup>2025年ナイジェリア税務管理法第8条

7.1.4 「新税法」はさらに、省庁間の統合を促進し、政府のプラットフォーム間で納税者登録データを共有できるようにした。その結果、ナイジェリアで事業を営む、またはナイジェリアから経済的価値を得ている外国の事業体の可視性は高まり、ナイジェリアを所得の源泉とする活動が、行政の分断化によって税制の適用対象外に留まる可能性は小さくなった。

7.1.5 従って、外国人投資家にとって、登録義務を早めに認識することは、今やナイジェリアにおける税務リスク管理の中核的要素である。

## 7.2 申告義務とデジタル化

7.2.1 「2025年ナイジェリア税務管理法」は、自己申告、電子申告およびデジタル管理への移行を強化した。これらは、ナイジェリアの税制の決定的な特徴である。

納税者は次のことを義務付けられる。

- 所定の期限までに納税申告書を提出する。
- 自己申告およびその裏付けとなる情報を提出する。
- 税務当局が定める申告様式および手続きを守る。

7.2.2 「2025年ナイジェリア税務管理法」は、電子申告を含め、申告書および情報の提出の形式、方法および媒体を定め、所定の要件を守らない申告を却下する権限を管轄の税務当局に与えている。

7.2.3 外国企業にとって、デジタル化は次の2点において重要な意味を持つ。第一に、法令遵守義務は、もはや物理的拠点や現地税務署との直接的な関わりの有無を条件としなくなった。第二に、電子システムの導入により、一貫性、データ照合、税務調査能力が向上し、リスク評価の自動化を通じて不一致や遺漏が発見される可能性が高まった。

7.2.4 「新税法」は同時に、厳格な記録保持義務を課している。納税者は、申告を裏付けるだけの十分な帳簿および記録を保持し、要求された場合にそれらの記録を提示することが義務付けられている。詳細な文書整備要件は補助的な規則等によって補完される場合があるが、基本法は、記録の保持や作成を怠ることが法令不遵守にあたり、それに伴って何らかの結果が生じることを明確にしている。

## 7.3 罰則、延滞税および執行

7.3.1 「2025年ナイジェリア税務管理法」は、明確な罰則、延滞税規定および徴収権に裏打ちされた、より厳格で体系的な執行方法を採用している。

罰則は、次のように幅広い法令不遵守に起因して発動される可能性がある。

- 登録を怠った。
- 確定申告の提出を怠った。
- 所得を過少申告した。
- 控除または徴収した税金を納付しなかった。
- 適切な記録を保持しなかった。

7.3.2 未納付の租税債務には延滞税がつくため、法令遵守が遅延したり、不完全だったりした場合はコストが増大する。「新税法」はさらに、当局による課税決定や追徴課税についても定めており、確定申告が提出されない場合や不正確と考えられる場合、税務当局は納税額を引き上げることができる。

7.3.3 外国企業にとって重要なのは、「新税法」の下で非公式な取決めや従来慣行が抗弁として認められにくくなったという点である。ナイジェリアの税負担が存在する場合、税制に則って正式な手続きを行わないと、強制措置が取られる可能性が高まった。

7.3.4 「新税法」は、異議申立てや不服申立ての権利といった手続き上の保護措置を維持しつつ、督促状その他の執行の仕組みを含め、税務当局の徴収権限をさらに強化した。全体として、この法令遵守の枠組みには、税務行政に対する積極的、体系的で透明な姿勢が表れている。

## 7.4 非居住企業への影響

7.4.1 非居住企業にとって、「新税法」の下での法令遵守と行政手続きの変更は、やや受動的な関与の仕組みから能動的関与を求める仕組みへの移行を意味する。

7.4.2 これまで、多くの非居住企業は主に源泉徴収制度を通じてナイジェリアの税制と関わりを持っており、正式な登録や定期的な申告義務を負わない場合が多かった。しかし、「2025年ナイジェリア税務管理法」の下では、課税対象拠点が存在する場合、このような態勢では次第に対応しきれなくなっている。

7.4.3 ナイジェリアに「恒久的拠点」または「重要な経済的存在」を持つ非居住企業は次のことを覚悟すべきである。

- 事業活動への精査が強化される。
- 正式な登録と申告を強く求められるようになる。
- 源泉徴収税と所得税に関する法令遵守の整合がより密接になる。

7.4.4 特に、これまでナイジェリアにおける税務上の法令遵守が分散化されていた場合やその場しのぎだった場合、こうした変化は内部のガバナンスに影響を及ぼす。

## 7.5 確実な行政手続きと指針の継続的発令

7.5.1 「2025年ナイジェリア税務管理法」は、包括的な法的枠組みを定める一方で、実施を円滑化するために下位の法令、規則、実務指針を発令することも想定している。いくつかの分野、特に新しい概念や課税権の拡大を伴う分野では、さらなる明確化が期待される。

7.5.2 外国人投資家にとって、これは法令遵守を取り巻く環境が変化し続けることを意味する。中核となる義務はすでに明確に示されているが、指針が発令され、実務上の取扱いが確立されるにつれ、実務上の適用は変化する可能性がある。

7.5.3 そこで、「新税法」は継続的な監視と関与を重視した。新しい法令遵守の枠組みに早期に対応した企業は、規制の変更に上手に対応し、紛争リスクを軽減しやすくなると考えられる。

## 7.6 廃止された旧制度との比較

7.6.1 廃止された旧税法の下での税務コンプライアンスと税務行政は、制度が分断されており、手作業中心で、執行にむらがあった。非居住企業の登録義務と申告義務はしばしば不明確で、徴税執行はほとんど源泉徴収制度に頼っていた。

7.6.2 「2025年ナイジェリア税務管理法」の下では、法令遵守の一元化とデジタル化が進み、強制力が強まった。登録に関する期待事項が明確になり、申告の義務付けが一貫し、執行手段が強化された。

7.6.3 ナイジェリアにおいて事業を展開する、またはナイジェリア市場向けに事業活動を行う外国企業にとって、これは厳しい要求ではあるが、予測しやすい法令遵守環境への移行とも言える。

## 8. 新税法の影響と望ましい対策

### 8.1 当面の対策（0～6 カ月）

- 8.1.1 「2025年ナイジェリア税法」が施行された今、ナイジェリアにおいて既に税負担を負っている、または税負担を負う可能性のある外国企業は、現在の税務状況の体系的評価を優先すべきである。最も急がなければならないのは、「新税法」が導入した拡大枠組みのもとで、課税上のつながり（ネクサス）を見直す作業である。
- 8.1.2 外国企業は、特に、リモートで役務を提供する場合やデジタルプラットフォームを運用する場合、あるいはナイジェリア国内に在来型の拠点を置かずにナイジェリア向け事業活動を展開する場合に、自社の活動が「新税法」の下で「恒久的拠点」または「重要な経済的存在」に該当するか否かを見直すべきである。これまでオフショア契約、地域のハブ、物理的拠点の制限に頼ってきたビジネスモデルは、経済的関与と価値創造を重視する「新税法」に照らして見直すことが望ましい。
- 8.1.3 並行してグループ構造を見直すこともきわめて重要である。多国籍企業グループは、事業会社、持株会社、または中間会社として機能するナイジェリアの事業体を特定し、最低実効税率制度、外国子会社合算ルール、間接譲渡規定の下で税負担を査定すべきである。ナイジェリアの事業体が大規模なグローバル構造の中に位置する場合には、ナイジェリアにおける税負担がグループレベルのタックスプランニングや報告とどのように影響し合うのかを明確にする必要がある。
- 8.1.4 外国企業は、法令遵守の観点から、現在の登録義務、申告義務および報告義務が新枠組みの下で適切か否かを確認すべきである。税務上のリスクが存在する場合は、登録要件および申告要件に早期に対応することにより、罰則や強制措置のリスクが軽減される。

### 8.2 中期的対策（6～18 カ月）

- 8.2.1 外国企業は、リスクを直ちに明確化するだけでなく、ナイジェリアにおける中期的な税務モデルと事業運営モデルをより戦略的に再調整すべきである。
- 8.2.2 一つの重要な領域は税務モデルの見直しである。キャピタルゲインと所得税の一元化、最低実効税率ルールの導入、さらに課税上のつながり（ネクサス）の概念の拡大は、実効税率に関するこれまでの前提がもはや通用しない可能性を意味する。多国籍企業グループは、課税

対象の拡大と生じうるトップアップ税額が反映されるように、ナイジェリアの税額予想をアップデートすべきである。

8.2.3 契約上の取決めも見直すことが望ましい。ナイジェリアの事業体またはナイジェリア向け事業活動が関与するサービス契約、ライセンス契約およびグループ内契約については、「新税法」が採用した実体に基づく課税を反映させるための調整が必要かもしれない。本レポートは取引についての助言を提示しないが、外国企業は、契約の形態のみを盾にして、海外の所得をナイジェリアの課税から守る方法が使えなくなる可能性に注意すべきである。

8.2.4 ナイジェリア税務当局とのコミュニケーションも、これまで以上に重要になるかもしれない。「新税法」が施行され、さらなる指針が発表される。従って、税務当局との建設的なコミュニケーションは不確実性を解消し、紛争発生の可能性を小さくする上で役立つだろう。新規プロジェクトや拡張を計画中の外国人投資家は、新枠組みに合わせて早めに態勢を整えれば、よりスムーズな導入が望めるかもしれない。

### 8.3 外国企業の主なリスク領域

8.3.1 「2025年ナイジェリア税法」は、外国企業が注視すべき明確なリスク領域をいくつか生み出した。

8.3.2 「重要な経済的存在」と利益帰属は、殊にデジタルビジネス、サービスプロバイダー、プラットフォーム事業者にとって大きな課税リスクが生じうる主要な領域である。課税上のつながり（ネクサス）の拡大と所得の吸引力原則が併せて導入されたことにより、これまでは国外所得とみなされていた利益がナイジェリアで課税される可能性が高まった。

8.3.3 最低実効税率制度の適用は、大規模多国籍企業グループのもう一つの重大なリスクである。法律に基づく税優遇や減免措置が適用される場合でも、実際の税負担が低くなるような場合、追加的な納税義務が発生する可能性がある。従って、ナイジェリア国内の税務状況分析とグループレベルのタックスプランニングの調整が必要である。

8.3.4 間接譲渡課税は、事業撤退、事業再編またはグループ内譲渡を検討中の投資家に重大なリスクをもたらす。ナイジェリアに由来する価値を伴う海外取引には、ナイジェリアの課税権は及ばないとは見なされなくなった。将来生じうる税務リスクの早期発見は、取引を設計し、価値を評価する上で不可欠である。

8.3.5 最後に、法令遵守と執行に関するリスクも高まった。「新税法」で行政上の運用体制が強化されたことから、正式な規則に基づかない対応は見逃されにくくなり、税務リスクが存在する場合には発覚する可能性が高まった。外資系企業の場合、結果として事後的な是正ではなく、先を見越した法令遵守管理を行うことの重要性がますます強まった。

## 8.4 投資決定への戦略的影響

- 8.4.1 幅広い視点で見た場合、「2025年ナイジェリア税法」は、ナイジェリアにおける外国投資のリスクとリターンの計算式を書き換える。「新税法」は投資奨励策を廃止してもいなければ、異常に高い法定税率を導入したわけでもないが、実体より形式を重視する強引なタックスプランニングの余地を狭めると同時に、ナイジェリアの課税権の確実性を高めた。
- 8.4.2 外国人投資家にとっては、厳格に運用されるが予測しやすい課税環境が生まれる。早い段階で新制度に合わせ、ナイジェリアにおいて税務面で考慮すべき事項を戦略的プランニングに組み込んだ企業は、過去の類推に頼る企業よりも有利な立場に立てるだろう。
- 8.4.3 従って、ナイジェリアに関わる投資判断においては、規制、事業性、運営面の検討とともに、早い段階から税務分析も取り入れるべきである。「新税法」の施行に伴い、税務は市場参入、事業構造設計、撤退計画の重要な構成要素となった。

## 9. 結論

- 9.1 「2025年ナイジェリア税法」は、ナイジェリア税制の基本構造を抜本的にリセットした。「新税法」は、「財政法」時代の特徴だった漸進的改正を継続せず、ナイジェリア税制の一元化と近代化を図り、経済的実体、市場への関与、価値創出を基準とする仕組みに作り変えた。外資系企業にとって、この改革の重要性は法定税率ではなく、新ルールの適用範囲の広さと一貫性、厳格な運用にある。
- 9.2 「法人税」、「個人所得税」、「キャピタルゲイン」、源泉徴収税、移転価格税制および税務行政の全てにおいて、「新税法」は一貫して法律上の形式的な企業構造ではなく、事業活動の経済的実態を重視するようになった。物理的拠点は、もはや課税の主たる決定要因ではなくなった。代わって、ナイジェリア市場への継続的な関与は、デジタルプラットフォーム、リモートサー



ビス、持株構造、あるいは海外で行われるがナイジェリアに由来する価値に関係する取引のいづれを介するかを問わず、課税対象になりうる。

- 9.3 多国籍企業グループや外国人投資家にとって、このことは広範囲にわたって影響を及ぼす。オフショア契約、地域のハブ、事業撤退の方法、そして税優遇の結果として生じる税負担に関して長年採用してきた前提を再考しなければならない。ナイジェリアは、最低実効税率の概念、外国子会社合算ルールおよび間接譲渡課税の導入により、源泉地課税の強化と課税ベースの保護を目指す世界的潮流の中に自国を確実に位置づけた。
- 9.4 同時に、「新税法」においては、廃止された旧税制では不明瞭だった制度の仕組みがある程度明確になった。ナイジェリアは、多数の旧法を単一の枠組みに統合することにより、税体系の中で規定を整合化させた。制度は厳格化されたが、同時に予測しやすくなった。新しいルールを理解し、積極的に対応する外国企業は、断片的で不確かな法制度環境の時代と比べてリスクを管理しやすくなる。
- 9.5 こうした変化を補強するのが法令遵守と行政手続きの改革である。デジタル化、登録に関する要求事項の明確化、執行権限の強化により、正式な手続きに基づかない法令遵守対応や事後的な法令遵守対応が認められにくくなった。外国企業にとって、ナイジェリアにおける税務上の法令遵守は、もはや二次的な検討事項ではなく、事業運営計画やガバナンス計画に不可欠な事項である。
- 9.6 これらを考え合わせると、「2025年ナイジェリア税法」は、外国投資を締め出すことが目的ではなく、事業運営のルールを見直したものと解釈すべきである。ナイジェリアが戦略的に重要な市場であることに変わりはないが、この市場で事業を展開するための道筋において求められるのは、早期の税務分析、税務上の考慮事項と経営判断の密接な統合、そして新たな法制度と経営構造の整合に向けた意欲である。
- 9.7 「新税法」を法令遵守上の負担としてしか捉えない外国企業は、税務上のリスクと不確実性が高まるおそれがある。これを税法体系のリセットとみなし、それに合わせて自社の体制を変更する企業は、進化するナイジェリアの税制環境の中で自信を持って事業を展開できるだろう。

## 付属資料 A

新旧法人税制の比較：廃止された旧「法人税法」と「2025年ナイジェリア税法」の比較

本付属資料では、外国企業への影響が最も大きい変更点に焦点を当てながら、旧「法人税法（CITA）」と「2025年ナイジェリア税法（NTA）」を項目別に比較する。

A. 課税上のつながり（ネクサス）と源泉ルール

項目	廃止された「法人税法」での位置づけ	「2025年ナイジェリア税法」での位置づけ
課税の根拠	基本的に属地主義で、物理的存在や固定的拠点の概念に基づく	経済的なつながりと価値創造が課税の根拠となる
ナイジェリア源泉の所得	狭義に解釈され、事業活動と受領の場所を重視	広義に解釈され、ナイジェリアと経済的なつながりのある所得を含む
物理的存在を重視	納税義務の中心的な判断基準	物理的存在は決定的な判断基準ではなくなった
デジタル型およびリモート型の事業活動	下位の法令を通じて「重要な経済的存在（SEP）」が適用されない限り、概ね適用対象外	基本法により明示的に適用範囲に含まれる

B. 恒久的拠点（PE）

項目	廃止された「法人税法」での位置づけ	「2025年ナイジェリア税法」での位置づけ
法的根拠	固定的拠点および代理人 PE の概念	第 17 条。幅広い PE の概念を導入
重視する条件	施設の法的形態および所有権	活動の実体および経済の実態
代理人および下請負業者	限定的帰属	経済的につながりのある事業活動があれば利益の帰属範囲を拡大

プロジェクトの断片化	多くの場合、税負担の管理に有効	PE ルールの拡大により大幅に制限
------------	-----------------	-------------------

### C. 重要な経済的存在 (SEP)

項目	廃止された「法人税法」での位置づけ	「2025年ナイジェリア税法」での位置づけ
法的地位	下位の法令を介して適用	基本法に組み込み (第 17 条)
ルール の 性質	例外的または補足的	課税上のつながり (ネクサス) ルールを独立させ、単独で適用
適用対象	主にデジタルサービス。解釈の余地あり	デジタル型、電子型、リモート型ビジネスモデルに幅広く適用
法的 確 実 性	比較的不確実	明確な法的権限

### D. 利益の帰属および所得の吸引力

項目	廃止された「法人税法」での位置づけ	「2025年ナイジェリア税法」での位置づけ
帰属の考 え方	狭義の事業体ベース帰属	経済的つながりを反映させた帰属の拡大
海外の所 得	海外で計上された場合は通常、課税対象から除外	ナイジェリア事業に関連する場合は課税対象となる可能性あり
所得の吸 引力	認識せず	第 17 条および第 18 条を通じて導入

グループ構造	オフショア契約が一般に有効	オフショア構造への精査を強化
--------	---------------	----------------

#### E. 最低実効税率

項目	廃止された「法人税法」での位置づけ	「2025年ナイジェリア税法」での位置づけ
最低税率の概念	最低税率ルール適用は限定的。実際の税負担の結果に基づかない	最低実効税率15%を導入（第57条）
焦点	制度上の課税ルール	実際の税負担の結果
多国籍企業への適用	間接的で断片的	グローバル・ミニマム税制に直接合致
トップアップメカニズム	適用せず	第6条3項で導入

#### F. 外国子会社合算（CFC）ルール

項目	廃止された「法人税法」での位置づけ	「2025年ナイジェリア税法」での位置づけ
CFC制度の存在	包括的なCFCルールなし	第6条2項で導入
未分配利益の取扱い	通常は課税せず	分配されたものとみなされ、課税される可能性あり
租税回避防止の厳格さ	限定的	大幅に強化
グループ構造への影響	ごく小さい	ナイジェリアに関係する持株会社構造には大きな影響

## G. 間接譲渡課税

項目	廃止された「法人税法」および「キャピタルゲイン税法」での位置づけ	「2025年ナイジェリア税法」での位置づけ
海外での株式譲渡	一般にナイジェリアの課税対象外	その価値がナイジェリアの資産または事業に由来する場合は課税対象
法的根拠	明確な法的権限なし	第 47 条に明記
適用範囲	直接的な処分のみ	直接的な処分および間接的な処分
投資家への影響	撤退計画は比較的柔軟	撤退計画はナイジェリアで課税対象に

## H. 全体的な方針の方向性

項目	廃止された旧税制	2025年ナイジェリア税法
中核的方针	属地主義、形式中心	経済的実体および価値に基づく
デジタル経済の取扱い	断片的、事後対応	統合的、事前対応
租税回避防止に対する姿勢	緩やか	厳格、基本法に組み込み
投資家側の予測可能性	慣れ親しんだ仕組みだが時代遅れ	厳格だが構造的に一貫

## 付属資料 B

キャピタルゲイン制度の比較：廃止された旧「キャピタルゲイン税法」と「2025年ナイジェリア税法」の比較

本付属資料では、外国人投資家、多国籍企業グループ、および国境を越えて移動する個人への影響が最も大きい変更点に焦点を当てながら、旧「キャピタルゲイン税法（CGTA）」と「2025年ナイジェリア税法（NTA）」におけるキャピタルゲインの取扱いを比較する。

### A. 法的枠組みと構造

項目	廃止された旧キャピタルゲイン税法	2025年ナイジェリア税法
準拠法	キャピタルゲイン税法（単体）	2025年ナイジェリア税法 2025（一元化された枠組み）
所得税との関係	それぞれ独立し、概ね分離	所得税と完全に統合
課税方針の方向性	取引を基準とする	所得および価値創出を基準とする
他の税金への影響	限定的	広範囲（法人税および個人所得税と共通のルール）

### B. 課税対象と適用範囲

項目	廃止された旧キャピタルゲイン税法	2025年ナイジェリア税法
課税対象となるキャピタルゲインの定義	狭い。資産のみ	課税所得としてキャピタルゲインを幅広く含める

対象となる資産	主に有形固定資産および株式	有形固定資産、株式、持分、無形資産および権利
デジタル資産および無形資産	認識は限定的	明示的に適用範囲に含める

### C. 税率と実際の税負担

項目	廃止された旧キャピタルゲイン税法	2025年ナイジェリア税法
法律上の税率	10%の定率	所得税の税率を適用
税率の変動	固定	個人は累進課税、法人は標準的な法人税の税率
所得水準による影響	なし	大（他の所得と合算）
高額所得納税者への影響	比較的小さい	大きな影響が及ぶ可能性あり

### D. 居住者ルールおよび源泉ルールとの一体性

項目	廃止された旧キャピタルゲイン税法	2025年ナイジェリア税法
居住者判定の重要性	限定的	課税の中心的条件
居住者に全世界で課税	明示せず	居住者に適用
非居住者の税負担	限定的	ナイジェリア源泉所得が存在する場合は拡大して適用

課税上のつながり（ネクサス）ルールとの一体性	ごく小さい	「新税法」の源泉概念およびネクサス概念と密接に一致
------------------------	-------	---------------------------

#### E. 投資家と取引への影響

項目	廃止された旧キャピタルゲイン税法	2025年ナイジェリア税法
撤退計画	比較的予測可能	総合的な税務分析を要する
プライベート・エクイティ取引	実効税率が10%になることが多い	実効税率が高くなる可能性あり
企業幹部等の売却益	キャピタルゲインを別枠で課税	個人所得と合算
売却時期の重要性	小	大（他の所得に影響）

#### F. 全体的な方針転換

項目	廃止された旧キャピタルゲイン税法	2025年ナイジェリア税法
中核的方针	資本所得の分離課税	所得の総合課税
国際標準との整合性	限定的	世界標準に近づく
タックスプランニングの余地	広い	狭い
投資家側の予測可能性	慣れ親しんだ課税方法だが予測可能性は低い	予測可能性は高まったが課税は厳格化



## 付属資料 C

### 重要用語集

#### 新税法 (Act)

「2025年ナイジェリア税法」。2026年1月1日施行。所得税、キャピタルゲイン、取引税、インセンティブ、石油関連の財政規則に関するナイジェリアの主要税法を一元化。

#### 課税対象利益 (Assessable Profits)

「法人税」納税額の決定を目的として、「新税法」の規定に従って算定された法人の利益。

#### 課税対象キャピタルゲイン (Chargeable Gains)

独立の税法として定められていた「キャピタルゲイン税法」の廃止に伴い、「新税法」チャプター2のパート VIII に基づいて課税される課税対象資産の処分に起因するキャピタルゲイン。

#### 課税所得 (Chargeable Income)

適用される規則、控除および軽減措置の適用後、「新税法」に基づく課税対象に該当する所得、利益またはキャピタルゲイン。

#### 法人税 (Corporate Tax)

「新税法」に基づき、ナイジェリアで課税対象となる法人の利益に課される税金。

#### 特別関係者／関連当事者 (Connected Persons / Related Parties)

所有権、支配権、または「新税法」および関連規則のもとで認識されるその他の関係を通じてつながりを有し、独立企業間要件等の特別なルールが適用される自然人または事業体。

#### デジタル資産 (Digital Assets) または仮想資産 (Virtual Assets)

デジタル形式または電子的形式で存在する、または取引される資産（仮想資産およびこれに類する商品を含む）で、それらの処分または商業的利用が、「新税法」の下で課税所得または課税対象キャピタルゲインを生じうるもの。

#### 所得の吸引力 (Force of Attraction)

税務分析において使用される説明的な用語。課税上のつながり（ネクサス）が確立された時点で、特定の国外利益がナイジェリアの課税上の拠点に帰属することを指す。この用語は「新税法」で明確に定義されているわけではないが、本レポートでは説明のために使用した。

#### ナイジェリアで発生した、またはナイジェリアに由来する所得 (Income Accruing in or Derived from Nigeria)

「新税法」および適用されるネクサス・ルールの下で、ナイジェリアとの関連性が十分にあり、ナイジェリアの課税対象に該当するとみなされる所得。

### **最低実効税率／トップアップ税 (Minimum Effective Tax / Top-Up Tax)**

ナイジェリアが、最低限の課税を確保することを目的として、大規模多国籍企業グループへの世界的な最低課税基準に合わせて自国の制度を定めたことを反映する概念。正確な適用については今後も法律の規定および指針が適用される。

### **多国籍企業グループ (Multinational Group)**

複数の法域において事業を展開する複数企業のグループ。一般に複数の国に親会社と子会社または恒久的拠点を持つ。

### **2025年ナイジェリア税務管理法 (NTAA : Nigeria Tax Administration Act 2025)**

ナイジェリアにおいて税務管理、法令遵守、登録、申告、評価、執行、罰則および不服申立てに適用される法令。

### **ナイジェリア企業 (Nigerian Company)**

ナイジェリアにおいて設立された企業、またはそれ以外で「新税法」の下で税務上居住者とみなされる企業。

### **非居住企業 (Non-Resident Company)**

ナイジェリアで設立されておらず、税務上の居住者でもない企業。ただし、法律が定める課税上のつながり（ネクサス）の条件を満たす場合は、ナイジェリアで課税される可能性がある。

### **恒久的拠点 (PE : Permanent Establishment)**

非居住企業がナイジェリアにおいて事業を運営するための、従属的な代理店またはその他の取決めの固定された組織/団体。「新税法」の下でナイジェリアの税負担が生じる。

### **重要な経済的存在 (SEP : Significant Economic Presence)**

非居住企業がナイジェリアと実質的な経済的つながりを有する場合、たとえ物理的存在がなくても、「新税法」および下位法令が定める条件のもとでナイジェリアの課税対象とする法的根拠。

### **源泉ルール (Source Rules)**

所得、利益またはキャピタルゲインが、税務上ナイジェリアで発生したか、あるいはナイジェリアに由来するかを判断する際に用いられるルール。

### **納税者番号 (Tax ID : Tax Identification)**

「2025年ナイジェリア税務管理法」に基づき、登録、申告、法令遵守を目的として納税者に割り当てられる固有の識別番号。

**課税対象者 (Taxable Person)**

「新税法」および「2025年ナイジェリア税務管理法」の下で納税義務を負う個人、企業または事業体。

**移転価格 (Transfer Pricing)**

関連当事者間の取引価格。「新税法」および適用される「移転価格規則」に基づき、独立企業間と同じ条件で設定しなければならない。

**源泉徴収税 (WHT : Withholding Tax)**

所得税を源泉徴収するための仕組み。特定カテゴリーの所得の支払者に、受取人に代わって税金を控除し、納付することを義務付ける。